

(公社) 岡山県医師会長 }
(一社) 岡山県病院会長 } 殿

岡山県保健福祉部長

「岡山県麻しん対策指針」の改正について（通知）

平素から感染症対策の推進に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

県では、岡山県における麻しん対策の方針を示すため、「岡山県麻しん対策指針」（以下「県指針」という。）を策定し、麻しんの対策を進めてきたところですが、国が定めた「麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第442号）」（国指針）が改正されたことを踏まえ、県指針を改訂しましたので、御了知いただくとともに、貴会員への周知をお願いいたします。

なお、この通知は「岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ」（<http://www.pref.okayama.jp/site/361>）に掲載していますのでお知らせいたします。

記

主な改正内容

- 1 定期の予防接種の実施率向上に向けた対策を強化するため、
 - ・ 県が、各市町村に対して、第1期及び第2期の定期接種率がそれぞれ95%以上となるように働きかけること（改正後の県指針第三の二の2関係）
 - ・ 麻しん・風しん対策会議が、予防接種率の向上策について提言を行い、県は当該提言を踏まえ各市町村に対して働きかけること（改正後の県指針第五の二の2関係）
- 2 医療機関及び児童福祉施設等の職員等のうち、0歳児、免疫不全者及び妊婦等と接する機会の多い者に対し、麻しんの予防接種を受けることを強く推奨すること（改正後の県指針第三の三の1等関係）
- 3 輸入症例への対策を強化するため、海外に渡航する者及び空港職員等に対し、麻しんの予防接種を受けることを推奨すること（改正後の県指針第三の三の2等関係）
- 4 広域感染発生時の対応を強化するため、都道府県又は保健所設置市相互の連携体制をあらかじめ構築しておくことが必要であること（改正後の県指針第二の五関係）
- 5 その他所要の改正を行う。

岡山県保健福祉部 健康推進課感染症対策班 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 Tel. 086-226-7331 Fax. 086-225-7283

予防接種センター 代表者 殿

岡山県保健福祉部長

「岡山県麻しん対策指針」の改正について（通知）

平素から感染症対策の推進に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

県では、岡山県における麻しん対策の方針を示すため、「岡山県麻しん対策指針」（以下「県指針」という。）を策定し、麻しんの対策を進めてきたところですが、国が定めた「麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第442号）」（国指針）が改正されたことを踏まえ、県指針を改訂しましたので、御了知ください。

なお、この通知は「岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ」（<http://www.pref.okayama.jp/site/361>）に掲載していますのでお知らせいたします。

記

主な改正内容

- 1 定期の予防接種の実施率向上に向けた対策を強化するため、
 - ・ 県が、各市町村に対して、第1期及び第2期の定期接種率がそれぞれ95%以上となるように働きかけること（改正後の県指針第三の二の2関係）
 - ・ 麻しん・風しん対策会議が、予防接種率の向上策について提言を行い、県は当該提言を踏まえ各市町村に対して働きかけること（改正後の県指針第五の二の2関係）
- 2 医療機関及び児童福祉施設等の職員等のうち、0歳児、免疫不全者及び妊婦等と接する機会の多い者に対し、麻しんの予防接種を受けることを強く推奨すること（改正後の県指針第三の三の1等関係）
- 3 輸入症例への対策を強化するため、海外に渡航する者及び空港職員等に対し、麻しんの予防接種を受けることを推奨すること（改正後の県指針第三の三の2等関係）
- 4 広域感染発生時の対応を強化するため、都道府県又は保健所設置市相互の連携体制をあらかじめ構築しておくことが必要であること（改正後の県指針第二の五関係）
- 5 その他所要の改正を行う。

岡山県保健福祉部 健康推進課感染症対策班 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 Tel. 086-226-7331 Fax. 086-225-7283

岡山県産業看護部会会長
全国健康保険協会岡山支部長
岡山県商工会議所連合会会長
岡山県商工会連合会会長
岡山県経営者協会会長
岡山県中小企業団体中央会会長

殿
(各通)

岡山県保健福祉部長

「岡山県麻しん対策指針」の改正について（通知）

平素から感染症対策の推進に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

県では、岡山県における麻しん対策の方針を示すため、「岡山県麻しん対策指針」（以下「県指針」という。）を策定し、麻しんの対策を進めてきたところですが、国が定めた「麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第442号）」（国指針）が改正されたことを踏まえ、県指針を改訂しましたので、御了知いただくとともに、貴会員への周知をお願いいたします。

なお、この通知は「岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ」（<http://www.pref.okayama.jp/site/361>）に掲載していますのでお知らせいたします。

記

主な改正内容

- 1 定期の予防接種の実施率向上に向けた対策を強化するため、
 - ・ 県が、各市町村に対して、第1期及び第2期の定期接種率がそれぞれ95%以上となるように働きかけること（改正後の県指針第三の二の2関係）
 - ・ 麻しん・風しん対策会議が、予防接種率の向上策について提言を行い、県は当該提言を踏まえ各市町村に対して働きかけること（改正後の県指針第五の二の2関係）
- 2 医療機関及び児童福祉施設等の職員等のうち、0歳児、免疫不全者及び妊婦等と接する機会の多い者に対し、麻しんの予防接種を受けることを強く推奨すること（改正後の県指針第三の三の1等関係）
- 3 輸入症例への対策を強化するため、海外に渡航する者及び空港職員等に対し、麻しんの予防接種を受けることを推奨すること（改正後の県指針第三の三の2等関係）
- 4 広域感染発生時の対応を強化するため、都道府県又は保健所設置市相互の連携体制をあらかじめ構築しておくことが必要であること（改正後の県指針第二の五関係）
- 5 その他所要の改正を行う。

岡山県保健福祉部
健康推進課感染症対策班
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
Tel. 086-226-7331 Fax. 086-225-7283

各国公立・私立（短期）大学長 殿

岡山県保健福祉部長

「岡山県麻しん対策指針」の改正について（通知）

平素から感染症対策の推進に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

県では、岡山県における麻しん対策の方針を示すため、「岡山県麻しん対策指針」（以下「県指針」という。）を策定し、麻しんの対策を進めてきたところですが、国が定めた「麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第442号）」（国指針）が改正されたことを踏まえ、県指針を改訂しましたので、御了知いただくとともに、貴大学職員への周知をお願いいたします。

なお、この通知は「岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ」（<http://www.pref.okayama.jp/site/361>）に掲載していますのでお知らせいたします。

記

主な改正内容

- 1 定期の予防接種の実施率向上に向けた対策を強化するため、
 - ・ 県が、各市町村に対して、第1期及び第2期の定期接種率がそれぞれ95%以上となるように働きかけること（改正後の県指針第三の二の2関係）
 - ・ 麻しん・風しん対策会議が、予防接種率の向上策について提言を行い、県は当該提言を踏まえ各市町村に対して働きかけること（改正後の県指針第五の二の2関係）
- 2 医療機関及び児童福祉施設等の職員等のうち、0歳児、免疫不全者及び妊婦等と接する機会の多い者に対し、麻しんの予防接種を受けることを強く推奨すること（改正後の県指針第三の三の1等関係）
- 3 輸入症例への対策を強化するため、海外に渡航する者及び空港職員等に対し、麻しんの予防接種を受けることを推奨すること（改正後の県指針第三の三の2等関係）
- 4 広域感染発生時の対応を強化するため、都道府県又は保健所設置市相互の連携体制をあらかじめ構築しておくことが必要であること（改正後の県指針第二の五関係）
- 5 その他所要の改正を行う。

岡山県保健福祉部
健康推進課感染症対策班
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
Tel. 086-226-7331 Fax. 086-225-7283